



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○振興局長委任規則の一部を改正する規則	新 行 政 推 進 室
◎ 訓 令	
○長崎県決裁規程の一部改正	新 行 政 推 進 室

## 規 則

振興局長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第23号の2

振興局長委任規則の一部を改正する規則

振興局長委任規則（昭和42年長崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（所管区域における委任事項）</p> <p>第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあつては、環境関係事項及び水産関係事項中第1号及び第2号を、県央振興局長にあつては、環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、島原振興局長にあつては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、県北振興局長にあつては、水産関係事項（西海市に係る事項及び第3号に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第206号を、五島振興局長にあつては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）、第180号から第184号まで及び第206号を、壱岐振興局長にあつては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第185号まで及び第206号を、対馬振興局長にあつては、水産</p>	<p>（所管区域における委任事項）</p> <p>第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあつては、環境関係事項及び水産関係事項中第1号及び第2号を、県央振興局長にあつては、環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、島原振興局長にあつては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、県北振興局長にあつては、水産関係事項（西海市に係る事項及び第3号に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第206号を、五島振興局長にあつては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）、第180号から第184号まで及び第206号を、壱岐振興局長にあつては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第185号まで及び第206号を、対馬振興局長にあつては、水産</p>

<p>関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第184号まで及び第206号を除く。</p> <p>略</p> <p>土木関係事項</p> <p>(1)～(82) 略</p> <p>(83) 建築基準法（昭和25年法律第201号。次号から第93号までにおいて「法」という。）第7条の6、第18条、第87条の4及び第88条の規定による検査済証の交付を受けるまでの建築物等の仮使用の認定に関すること。</p> <p>(84)～(87) 略</p> <p>(88) 法第43条第2項の規定による許可又は認定に関すること。</p> <p>(89) 法第85条第3項、第5項から第7項の規定による仮設建築物等の許可に関すること。</p> <p>(90) 略</p> <p>(91) 法第87条の3第3項、第5項から第7項の規定に基づく興行場等への用途の変更の許可に関すること。</p> <p>(92)～(93) 略</p> <p>(94) 長崎県建築基準条例（昭和46年長崎県条例第57号。次号から第101号までにおいて「条例」という。）第17条の規定による制限の緩和に関すること。</p> <p>略</p>	<p>関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第184号まで及び第206号を除く。</p> <p>略</p> <p>土木関係事項</p> <p>(1)～(82) 略</p> <p>(83) 建築基準法（昭和25年法律第201号。次号から第93号までにおいて「法」という。）第7条の6、第18条、第87条の4及び第88条の規定による検査済証の交付を受けるまでの建築物等の仮使用の認定に関すること（<u>本庁確認分を除く。</u>）。</p> <p>(84)～(87) 略</p> <p>(88) 法第43条第2項の規定による許可又は認定に関すること（<u>本庁確認分を除く。</u>）。</p> <p>(89) 法第85条第3項、第5項及び第6項の規定による仮設建築物等の許可に関すること。</p> <p>(90) 略</p> <p>(91) 法第87条の3第3項、第5項及び第6項の規定に基づく興行場等への用途の変更の許可に関すること。</p> <p>(92)～(93) 略</p> <p>(94) 長崎県建築基準条例（昭和46年長崎県条例第57号。次号から第101号までにおいて「条例」という。）第17条の規定による制限の緩和に関すること（<u>本庁確認分を除く。次号から第101号までにおいて同じ。</u>）。</p> <p>略</p>
--	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令

長崎県訓令第5号

本 庁  
地方機関

長崎県決裁規程（昭和42年長崎県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（副知事の共通決裁事項）</p> <p>第5条 副知事は、本庁の部長、局長及び理事の服務に関する願出及び届出の受理に関することについて決裁することができる。</p> <p>（部長及び局長の共通決裁事項）</p> <p>第6条 本庁の部長及び局長（以下「部長等」という。）は、次に掲げるものについて決裁することができる。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（課長等の共通決裁事項）</p> <p>第9条 本庁の課長等は、次に掲げる事項について決裁することができる。</p>	<p>（副知事の共通決裁事項）</p> <p>第5条 副知事は、本庁の部長、局長、<u>危機管理監</u>及び理事の服務に関する願出及び届出の受理に関することについて決裁することができる。</p> <p>（部長、局長、<u>統轄監</u>及び<u>危機管理監</u>の共通決裁事項）</p> <p>第6条 本庁の部長、<u>局長</u>、<u>統轄監</u>及び<u>危機管理監</u>（以下「部長等」という。）は、次に掲げるものについて決裁することができる。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（課長等の共通決裁事項）</p> <p>第9条 本庁の課長等は、次に掲げる事項について決裁することができる。</p>

(1)～(49) 略  
 (50) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。  
 (51)～(53) 略  
 2～4 略  
 （地方機関の長の共通決裁事項）  
 第10条 地方機関の長は、別に定めのあるものを除くほか、次に掲げる事項について決裁することができる（保健所長及び家畜保健衛生所長を除く。）  
 (1)～(18) 略  
 (19) 個人情報保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。  
 (20)～(22) 略  
 別表第3（第12条関係）  
 秘書・広報戦略部

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
ながさきPR戦略課		広報の方針決定に関すること。	広報の企画に関すること。
課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
広報課			1 広報の実施に関すること。 2 報道対応に関すること。

総務部  
略

略  
 文化観光国際部  
 略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
国際観光振興室		1 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第25条の規定による全国通訳案内士の登録取消し等に関すること。	1 通訳案内士法第18条及び第26条の規定による全国通訳案内士の登録及び消滅に関すること。 2 通訳案内士法第57条の規定において準用する通訳案内士

(1)～(49) 略  
 (50) 長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）に基づく個人情報の開示、訂正及び取扱いの是正に関すること。  
 (51)～(53) 略  
 2～4 略  
 （地方機関の長の共通決裁事項）  
 第10条 地方機関の長は、別に定めのあるものを除くほか、次に掲げる事項について決裁することができる（保健所長及び家畜保健衛生所長を除く。）  
 (1)～(18) 略  
 (19) 長崎県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示、訂正及び取扱いの是正に関すること。  
 (20)～(22) 略  
 別表第3（第12条関係）

総務部  
略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
広報課		広報の方針決定に関すること。	1 広報の実施に関すること。 2 報道に関すること。

略  
 文化観光国際部  
 略

課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
国際観光振興室		1 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条、第25条及び第26条の規定による通訳案内士の登録及び抹消並びに第33条の規定による処分に関する	

	<p>2 <u>通訳案内士法第57条の規定において準用する通訳案内士法第25条の規定による地域通訳案内士の登録取消し等に関すること。</u></p>	<p><u>内士法第18条及び第26条の規定による地域通訳案内士の登録及び消除に関すること。</u></p>			<p><u>ること。</u> 2 <u>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</u> <u>ア 法第24条第2項において準用する通訳案内士法第18条の規定による通訳案内士の登録</u> <u>イ 法第24条第2項において準用する通訳案内士法第25条及び第26条の規定による通訳案内士の登録の抹消</u> <u>ウ 法第24条第3項において準用する通訳案内士法第33条の規定による処分</u></p>	
--	--	--	--	--	--	--

県民生活環境部  
略

課（室）	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
水環境 対策課	1 略	1～4 略 5 下水道法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	1～5 略

県民生活環境部  
略

課（室）	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
水環境 対策課	1 略	1～4 略 5 下水道法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	1～5 略

	ア 略 イ <u>法第25条の22第2項</u> の規定に基づく流域下水道設置等に係る関係市町村との協議 ウ <u>法第25条の23第1項</u> 及び第7項の規定に基づく事業計画の策定及び変更 エ <u>法第25条の23第3項</u> 及び第7項の規定に基づく関係市町村の意見の聴取 オ <u>法第25条の26</u> の規定に基づく流域下水道の供用開始等の通知 カ～ケ 略 6～7 略		ア 略 イ <u>法第25条の10第2項</u> の規定に基づく流域下水道設置等に係る関係市町村との協議 ウ <u>法第25条の11第1項</u> 及び第7項の規定に基づく事業計画の策定及び変更 エ <u>法第25条の11第3項</u> 及び第7項の規定に基づく関係市町村の意見の聴取 オ <u>法第25条の14</u> の規定に基づく流域下水道の供用開始等の通知 カ～ケ 略 6～7 略
--	--	--	--

略  
産業労働部

略  
産業労働部

課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
産業政策課		1 <u>中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第4条第1項の規定による中小企業支援事業の計画策定に関すること。</u> 2 <u>中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関するこ</u>	1 <u>中小企業等協同組合法第31条、第35条の2、第62条第2項、第82条の13第2項及び第106条の3の規定による届出の受理に関すること（信用協同組合に係るものを除く。次号において同じ。）。</u> 2 <u>中小企業等協同組合法第96条第5項及び中小企業団</u>

と。	体の組織に關する法律第54条の規定による解散の登記嘱託に關すること。
ア 法第9条の2の3の規定による組合員以外の者の利用に係る認可等	3 中小企業団体の組織に關する法律第47条、第71条、第96条第8項及び第100条の11の規定による届出の受理に關すること。
イ 法第27条の2、第62条第4項及び第66条の規定による設立、解散又は合併の認可（信用協同組合に係るものを除く。エ、オ及びケにおいて同じ。）	4 商工会法第49条及び第52条第2項の規定による届出の受理に關すること。
ウ 法第48条の規定による總會招集の承認	5 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第45条、第72条第2項及び第82条の規定による届出の受理に關すること。
エ 法第51条第2項及び第82条の10の規定による定款変更の認可	
オ 法第57条の2及び第57条の5の規定による火災共済協同組合等に係る認可	
カ 法第68条第2項の規定による火災共済協同組合の清算人の選任	
キ 法第82条の2の規定による県中小企業団体中央会の設立の認可	
ク 法第104条及び第105条の規定による不	

服の申出に係る必要な措置及び検査

ケ 法第105条の3から第106条の2までの規定による報告の徴収、検査等、解散命令その他監督上の処分

3 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 法第5条の17、第5条の23第3項及び第4項の規定による協業組合の設立、定款変更及び合併の認可

イ 法第5条の23第3項の規定による協業組合の総会の招集の承認

ウ 法第17条の2の規定による組合員以外の者の利用に係る認可

エ 法第42条及び第47条第3項の規定による商工組合の設立及び合併の認可

オ 法第47条  
第2項の規定による総  
会又は総代  
会の招集の  
承認

カ 法第5条  
の23第6項  
、第67条、  
第69条、第  
71条、第92  
条及び第93  
条の規定に  
よる解散命  
令その他監  
督

キ 法第95条  
第4項、第  
96条第5項  
及び第97条  
第2項の規  
定による組  
織変更の認  
可

4 商工会法（  
昭和35年法律  
第89号。以下  
本号中「法」  
という。）の  
施行に係る事  
務のうち、次  
に掲げる事項  
に関すること

ア 法第23条  
第1項及び  
第44条第2  
項の規定に  
よる商工会  
の設立の認  
可及び定款  
変更の認可

イ 法第42条  
第5項、第  
50条第1項  
、第51条、  
第53条及び  
第54条の規  
定による総  
会招集の承  
認、報告、  
検査、警告  
、清算人の  
選任等

5 商工会議所



法（昭和28年法律第143号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。  
ア 法第7条第2項の規定による許可  
イ 法第10条第2項及び第3項の規定による期間の延長及び通知  
ウ 法第12条第1項の規定による負担金の賦課の許可  
6 商工会議所法施行規則（昭和28年通商産業省令第52号）第10条の規定による商工会議所が提出する書類の進達に関すること。  
7 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第5条の規定による事業継続力強化支援計画の認定に関すること。

略

課（室）	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
経営支援課		1～5 略 6 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第4条第	1～4 略 5 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

略

課（室）	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
経営支援課		1～5 略	1～4 略 5 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

		<p><u>1項の規定による中小企業支援事業の計画策定に関すること。</u></p> <p>7 <u>中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</u></p> <p>ア <u>法第9条の2の3の規定による組合員以外の者の利用に係る認可等</u></p> <p>イ <u>法第27条の2、第62条第4項及び第66条の規定による設立、解散又は合併の認可（信用協同組合に係るものを除く。エ、オ及びケにおいて同じ。）</u></p> <p>ウ <u>法第48条の規定による総会招集の承認</u></p> <p>エ <u>法第51条第2項及び第82条の10の規定による定款変更の認可</u></p> <p>オ <u>法第57条の2及び第57条の5の規定による火災共済協同組合等に係る認可</u></p> <p>カ <u>法第68条</u></p>	<p>（平成20年法律第33号。以下本号中「法」という。）に規定する経済産業大臣の権限に属する事務で<u>法第17条及び中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令（平成20年政令第245号）第2条の規定により知事が行う次に掲げる事項に関すること。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>法第16条1項の規定による指導及び助言</u></p> <p>6 略</p> <p>7 <u>中小企業等協同組合法第31条、第35条の2、第62条第2項、第82条の13第2項及び第106条の3の規定による届出の受理に関すること（信用協同組合に係るものを除く。次号において同じ。）</u></p> <p>8 <u>中小企業等協同組合法第96条第5項及び中小企業団体の組織に関する法律第54条の規定による解散の登記嘱託に関すること。</u></p> <p>9 <u>中小企業団体の組織に関する法律第47条、第71条、</u></p>			<p>（平成20年法律第33号。以下本号中「法」という。）に規定する経済産業大臣の権限に属する事務で<u>法第16条及び中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令（平成20年政令第245号）第2条の規定により知事が行う次に掲げる事項に関すること。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>法第15条第1項の規定による指導及び助言</u></p> <p>6 略</p>
--	--	---	--	--	--	---

		<p>第2項の規定による火災共済協同組合の清算人の選任</p> <p>キ 法第82条の2の規定による県中小企業団体中央会の設立の認可</p> <p>ク 法第104条及び第105条の規定による不服の申出に係る必要な措置及び検査</p> <p>ケ 法第105条の3から第106条の2までの規定による報告の徴収、検査等、解散命令その他監督上の処分</p> <p>8 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第5条の17、第5条の23第3項及び第4項の規定による協業組合の設立、定款変更及び合併の認可</p> <p>イ 法第5条の23第3項の規定による協業組合</p>	<p>第96条第8項及び第100条の11の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>10 商工会法第49条及び第52条第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>11 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第45条、第72条第2項及び第82条の規定による届出の受理に関すること。</p>				
--	--	---	---	--	--	--	--

の総会の招集の承認  
ウ 法第17条の2の規定による組合員以外の者の利用に係る認可  
エ 法第42条及び第47条第3項の規定による商工組合の設立及び合併の認可  
オ 法第47条第2項の規定による総会又は総代会の招集の承認  
カ 法第5条の23第6項、第67条、第69条、第71条、第92条及び第93条の規定による解散命令その他監督  
キ 法第95条第4項、第96条第5項及び第97条第2項の規定による組織変更の認可  
9 商工会法（昭和35年法律第89号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること  
。  
ア 法第23条第1項及び第44条第2項の規定による商工会の設立の認

可及び定款  
変更の認可  
イ 法第42条  
第5項、第  
50条第1項  
、第51条、  
第53条及び  
第54条の規  
定による総  
会招集の承  
認、報告、  
検査、警告  
、清算人の  
選任等

10 商工会議所  
法（昭和28年  
法律第143号  
。以下本号中  
「法」という  
。）の施行に  
係る事務のう  
ち、次に掲げ  
る事項に関す  
ること。

ア 法第7条  
第2項の規  
定による許  
可

イ 法第10条  
第2項及び  
第3項の規  
定による期  
間の延長及  
び通知

ウ 法第12条  
第1項の規  
定による負  
担金の賦課  
の許可

11 商工会議所  
法施行規則（  
昭和28年通商  
産業省令第52  
号）第10条の  
規定による商  
工会議所が提  
出する書類の  
進達に関する  
こと。

12 商工会及び  
商工会議所に  
よる小規模事  
業者の支援に  
関する法律（  
平成5年法律

		第51号) 第5条の規定による事業継続力強化支援計画の認定に関すること。					
略 水産部				略 水産部			
課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
漁政課	1 略	1～3 略	1 水産業協同組合法 (以下本号中「法」という。) の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること (アからソにまでの事項については、県北振興局 (西海市に係る区域を除く。)、五島振興局、壱岐振興局及び対馬振興局の所管区域外にわたる水産業協同組合に関するものに限る。) ア 法第11条の7 (第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。 ) の規定による地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可 イ 法第11条の15第1項ただし書 (第92条第1項、第96条第1項及び第100条第	漁政課	1 略	1～3 略	1 水産業協同組合法 (以下本号中「法」という。) の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること (アからソにまでの事項については、県北振興局 (西海市に係る区域を除く。)、五島振興局、壱岐振興局及び対馬振興局の所管区域外にわたる水産業協同組合に関するものに限る。) ア 法第11条の5 (第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。 ) の規定による地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可 イ 法第11条の12第1項ただし書 (第92条第1項、第96条第1項及び第100条第

			<p>1項において準用する場合を含む。)の規定による特定関係者との取引又は行為の承認</p> <p>ウ 法第11条の3(第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定による資源管理規程の設定及び変更の認可</p> <p>エ～キ 略</p> <p>ク 法第48条第2項(第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款変更の認可</p> <p>ケ 法第48条第3項(第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による認可に関する証明</p> <p>コ～タ 略</p> <p>2 略</p>			<p>1項において準用する場合を含む。)の規定による特定関係者との取引又は行為の承認</p> <p>ウ 法第11条の2(第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定による資源管理規程の設定及び変更の認可</p> <p>エ～キ 略</p> <p>ク 法第48条第2項(第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款変更の認可</p> <p>ケ 法第48条第3項(第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による認可に関する証明</p> <p>コ～タ 略</p> <p>2 略</p>				
<p>略 農林部</p>			<p>略 農林部</p> <table border="1" data-bbox="829 1966 1460 2049"> <tr> <td data-bbox="829 1966 933 2049">課(室)</td> <td data-bbox="933 1966 1093 2049">副知事の 決裁事項</td> <td data-bbox="1093 1966 1276 2049">部長の決裁事項</td> <td data-bbox="1276 1966 1460 2049">課長の決裁事項</td> </tr> </table>				課(室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
課(室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項							

				農政課		主要農産物の生産奨励に関する諸調査及び諸報告に関すること。
課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項			
農業イノベーション推進室		<p>1 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第23条の規定による発生予察事業計画の承諾</p> <p>イ 法第24条の規定による防除計画の決定</p> <p>2 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第26条の規定による指定農薬使用の規制</p> <p>イ 農薬取締業務上、販売業者等に対する必要な措置命令</p> <p>3 肥料の品質の確保等に関する法律（令和元年法律第62号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に</p>	<p>1 農畜産物に係る食品の公害に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>2 肥料及び農薬の需給調整に関すること。</p> <p>3 農薬取締法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第17条の規定による農薬販売業者の届出</p> <p>イ 法第13条の規定による農薬の取締</p> <p>4 肥料の品質の確保等に関する法律第22条及び第23条の規定による特殊肥料生産業者及び肥料生産業者の届出に関すること。</p> <p>5 肥料の品質の確保等に関する法律の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 登録</p> <p>イ 許可</p>			



		<p>掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第21条、第29条、第30条、第31条及び第34条の規定による措置命令及び審査請求</p> <p>イ 法第33条の規定による聴聞</p>	
課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
団体 検査 指導 室		<p>1 農業協同組合（昭和22年法律第132号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第10条第18項の規定による指定農業協同組合の指定</p> <p>イ 法第11条の8第1項ただし書及び第2項後段の規定による信用供与等限度額の超過の承認</p> <p>ウ 法第11条の9ただし書の規定による特定関係者との取引又は行為の承認</p> <p>エ 法第11条の34の価格変動準備金に係る認可</p> <p>オ 法第11条の41の規定による共済計理人の解</p>	<p>1 農業協同組合（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第11条第1項及び第3項の規定による信用事業規程の設定、変更又は廃止の承認</p> <p>イ 法第11条の17第1項及び第3項の規定による共済規程の設定、変更又は廃止の承認</p> <p>ウ 法第11条の42第1項及び第3項の規定による信託規程の設定、変更又は廃止の承認</p> <p>エ 法第11条の48第1項及び第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の設定</p>

		<p>任の命令  <u>カ</u> 法第11条  <u>の52第3項</u>  <u>の規定による</u>  <u>契約条件</u>  <u>の変更の承</u>  <u>認</u>  <u>キ</u> 法第11条  <u>の53の規定</u>  <u>による業務</u>  <u>の停止等の</u>  <u>命令</u>  <u>ク</u> 法第11条  <u>の58の規定</u>  <u>による共済</u>  <u>調査人の選</u>  <u>任、調査等</u>  <u>ケ</u> 法第11条  <u>の61の規定</u>  <u>による契約</u>  <u>条件の変更</u>  <u>の承認</u>  <u>コ</u> 法第11条  <u>の65第2項</u>  <u>ただし書の</u>  <u>規定による</u>  <u>株式の取得</u>  <u>、保有等の</u>  <u>承認</u>  <u>サ</u> 法第40条  <u>第1項の規</u>  <u>定による仮</u>  <u>理事の選任</u>  <u>又は役員</u>  <u>の選挙若しく</u>  <u>は選任のた</u>  <u>めの総会等</u>  <u>の招集</u>  <u>シ</u> 法第40条  <u>第3項の規</u>  <u>定による一</u>  <u>時代表理事</u>  <u>の選任</u>  <u>ス</u> 法第44条  <u>第2項の規</u>  <u>定による定</u>  <u>款変更の認</u>  <u>可</u>  <u>セ</u> 法第44条  <u>第3項、第</u>  <u>61条第2項</u>  <u>及び第5項</u>  <u>、第65条第</u>  <u>3項並びに</u>  <u>第70条第2</u></p>	<p>又は変更の  承認  <u>オ</u> 法第11条  <u>の51第1項</u>  <u>及び第3項</u>  <u>の規定によ</u>  <u>る農業経営</u>  <u>規程の設定</u>  <u>又は変更の</u>  <u>承認</u>  <u>2</u> <u>農業協同組</u>  <u>合法施行規則</u>  <u>(平成17年農</u>  <u>林水産省令第</u>  <u>27号。以下本</u>  <u>号中「規則」</u>  <u>という。)の</u>  <u>施行に係る事</u>  <u>務のうち、次</u>  <u>に掲げる事項</u>  <u>に関するこ</u>  <u>と。</u>  <u>ア</u> <u>規則第</u>  <u>202条第7</u>  <u>項の規定に</u>  <u>よる業務報</u>  <u>告書の提出</u>  <u>延期の承認</u>  <u>イ</u> <u>規則第</u>  <u>206条第2</u>  <u>項の規定に</u>  <u>よる縦覧書</u>  <u>類の開始延</u>  <u>期の承認</u>  <u>ウ</u> <u>規則第</u>  <u>232条第5</u>  <u>項の規定に</u>  <u>よる報告及</u>  <u>び資料の提</u>  <u>出延期の承</u>  <u>認</u>  <u>3</u> <u>農水産業協</u>  <u>同組合貯金保</u>  <u>険法第92条の</u>  <u>規定による管</u>  <u>理人と被管理</u>  <u>農業協同組合</u>  <u>との取引の承</u>  <u>認に関するこ</u>  <u>と。</u></p>
--	--	---	--

項の規定による認可に関する証明  
ソ 法第50条の2第3項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受の認可  
タ 法第59条第2項の規定による報告書の要求  
チ 法第60条の規定による設立の認可  
ツ 法第61条第1項の規定による認可又は不認可の通知  
テ 法第63条第2項の規定による設立の認可の取消し  
ト 法第64条第2項の規定による解散の決議の認可  
ナ 法第65条第2項の規定による合併の認可  
ニ 法第70条第2項の規定による権利義務の承継の認可  
ヌ 法第71条第2項の規定による清算人の選任  
ネ 法第72条の22の規定による農事組合法人の一時理事の選任  
ノ 法第93条第1項及び

第2項の規定による報告の徴収及び資料の提出命令等

ハ 法第94条及び法第94条の2の規定による業務又は会計の状況の検査並びに監督上必要な命令又は指示

ヒ 法第95条の規定による違法行為に対する命令及び各種規程の承認の取消し

フ 法第95条の2の規定による解散命令

ヘ 法第96条の規定による総会等の決議、選挙又は当選の取消し

2 農業協同組合施行令（昭和37年政令第271号）第32条第5項の規定による余裕金運用限度超過の承認に関すること。

3 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第59条の規定による特定農業協同組合の承認に関すること。

4 農水産業協

同組合貯金保  
険法（昭和48  
年法律第53号  
。以下本号中  
「法」という  
。）の施行に  
係る事務のう  
ち、次に掲げ  
る事項に關す  
ること。

ア 法第63条  
第1項及び  
第2項の規  
定による合  
併又は信用  
事業再建措  
置の適格性  
の認定

イ 法第64条  
第1項の規  
定による合  
併のあっせ  
ん

ウ 法第83条  
第1項及び  
第2項の規  
定による業  
務及び財産  
の管理を命  
ずる処分等

エ 法第84条  
第1項の規  
定による管  
理を命ずる  
処分の取消  
し

オ 法第85条  
第2項及び  
第3項の規  
定による管  
理人の選任  
及び解任

カ 法第88条  
の規定によ  
る計画の作  
成及びその  
提出その他  
措置命令

キ 法第96条  
の規定によ  
る管理の期  
限の延長の  
承認

ク 法第116  
条第1項及

び第2項の  
規定による  
業務及び財  
産の状況に  
関する報告  
の徴収及び  
資料の提出  
の求め

ケ 法第117  
条第1項及  
び第2項の  
規定による  
立入検査

コ 法第118  
条の規定に  
よる措置命  
令

5. 信託法（平  
成18年法律第  
108号。以下  
本号中「法」  
という。）に  
規定する裁判  
所の権限に関  
すること（農  
業協同組合に  
係るものに限  
る。）。ただし  
、次に掲げる  
事項を除く。

ア 法第166  
条第1項の  
規定による  
信託の終了  
を命ずる裁  
判、法第  
169条第1項  
の規定によ  
る保全処分  
を命ずる裁  
判及び法第  
173条第1  
項の規定に  
よる新受託  
者の選任の  
裁判

イ 法第180  
条第1項の  
規定による  
鑑定人の選  
任の裁判

ウ 法第223  
条の規定に  
よる書類の  
提出を命ず

る裁判  
 エ 法 第 230  
 条第 2 項の  
 規定による  
 弁済の許可  
 の裁判  
 6 農業保険法  
 (昭和22年法  
 律 第185号)  
 第208条 から  
 209条 第 3 項  
 まで、第210  
 条第 1 項、第  
 211条 第 1 項  
 及び 第212条  
 の規定による  
 農業共済組合  
 等の検査並び  
 に検査に關す  
 る報告徴収、  
 指示及び命令  
 に関すること  
 。  
 7 森林組合法  
 (昭和53年法  
 律第36号) 第  
 110条から第  
 114条の 2 ま  
 での規定によ  
 る森林組合の  
 検査並びに檢  
 査に關する報  
 告徴収、命令  
 及び命令要旨  
 の官報掲載に  
 關すること。

略

略

課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	室長の決裁事項
団体 檢 査 指 導 室		1 農業協同組 合法 (昭和22 年法律第132 号。以下本号 中「法」とい う。) の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に關 すること。 ア 法第10条 第18項の規 定による指 定農業協同 組合の指定	1 農業協同組 合法 (以下本 号中「法」と いう。) の施 行に係る事務 のうち、次に 掲げる事項に 關すること。 ア 法第11条 第 1 項及び 第 3 項の規 定による信 用事業規程 の設定、変 更又は廃止

<p>イ 法第11条 の8第1項 ただし書及 び第2項後 段の規定に よる信用供 与等限度額 の超過の承 認</p>	<p>の承認 イ 法第11条 の17第1項 及び第3項 の規定によ る共済規程 の設定、変 更又は廃止 の承認</p>
<p>ウ 法第11条 の9ただし 書の規定に よる特定関 係者との取 引又は行為 の承認</p>	<p>ウ 法第11条 の42第1項 及び第3項 の規定によ る信託規程 の設定、変 更又は廃止 の承認</p>
<p>エ 法第11条 の34の価格 変動準備金 に係る認可</p>	<p>エ 法第11条 の48第1項 及び第3項 の規定によ る宅地等供 給事業実施 規程の設定 又は変更の 承認</p>
<p>オ 法第11条 の41の規定 による共済 計理人の解 任の命令</p>	<p>オ 法第11条 の51第1項 及び第3項 の規定によ る農業経営 規程の設定 又は変更の 承認</p>
<p>カ 法第11条 の52第3項 の規定によ る契約条件 の変更の承 認</p>	<p>カ 法第11条 の51第1項 及び第3項 の規定によ る農業経営 規程の設定 又は変更の 承認</p>
<p>キ 法第11条 の53の規定 による業務 の停止等の 命令</p>	<p>キ 法第11条 の53の規定 による業務 の停止等の 承認</p>
<p>ク 法第11条 の58の規定 による共済 調査人の選 任、調査等</p>	<p>2 農業協同組 合法施行規則 (平成17年農 林水産省令第 27号。以下本 号中「規則」 という。)の 施行に係る事 務のうち、次 に掲げる事項 に関すること 。</p>
<p>ケ 法第11条 の61の規定 による契約 条件の変更 の承認</p>	<p>ア 規則第 202条第7 項の規定に よる業務報 告書の提出 延期の承認</p>
<p>コ 法第11条 の65第2項 ただし書の 規定による 株式の取得 、保有等の 承認</p>	<p>イ 規則第 206条第2 項の規定に</p>
<p>サ 法第40条 第1項の規</p>	<p>定</p>



			<p>定による仮 理事の選任 又は役員 の選挙若し くは選任の ための總會 等の招集</p> <p>シ 法第40条 第3項の規 定による一 時代表理事 の選任</p> <p>ス 法第44条 第2項の規 定による定 款変更の認 可</p> <p>セ 法第44条 第3項、第 61条第2項 及び第5項 、第65条第 3項並びに 第70条第2 項の規定に よる認可に 関する証明</p> <p>ソ 法第50条 の2第3項 の規定によ る信用事業 の全部又は 一部の譲渡 又は譲受の 認可</p> <p>タ 法第59条 第2項の規 定による報 告書の要求</p> <p>チ 法第60条 の規定によ る設立の認 可</p> <p>ツ 法第61条 第1項の規 定による認 可又は不認 可の通知</p> <p>テ 法第63条 第2項の規 定による設 立の認可の 取消し</p> <p>ト 法第64条 第2項の規</p>	<p>よる縦覧書 類の開始延 期の承認</p> <p>ウ 規則第 232条第5 項の規定に よる報告及 び資料の提 出延期の承 認</p> <p>3 農水産業協 同組合貯金保 険法第92条の 規定による管 理人と被管理 農業協同組合 との取引の承 認に関するこ と。</p>
--	--	--	--	---

定による解散の決議の認可

ナ 法第65条第2項の規定による合併の認可

ニ 法第70条第2項の規定による権利義務の承継の認可

ヌ 法第71条第2項の規定による清算人の選任

ネ 法第72条の22の規定による農事組合法人の一時理事の選任

ノ 法第93条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び資料の提出命令等

ハ 法第94条及び法第94条の2の規定による業務又は会計の状況の検査並びに監督上必要な命令又は指示

ヒ 法第95条の規定による違法行為に対する命令及び各種規程の承認の取消し

フ 法第95条の2の規定による解散命令

ヘ 法第96条の規定による総会等の決議、選挙又は当選の

取消し

- 2 農業協同組合  
合法施行令（昭和37年政令第271号）第32条第5項の規定による余裕金運用限度超過の承認に関すること。
- 3 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第59条の規定による特定農業協同組合の承認に関すること。
- 4 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。
  - ア 法第63条第1項及び第2項の規定による合併又は信用事業再建措置の適格性の認定
  - イ 法第64条第1項の規定による合併のあっせん
  - ウ 法第83条第1項及び第2項の規定による業務及び財産の管理を命ずる処分等
  - エ 法第84条

第1項の規定による管理を命ずる処分の取消し

オ 法第85条第2項及び第3項の規定による管理人の選任及び解任

カ 法第88条の規定による計画の作成及びその提出その他措置命令

キ 法第96条の規定による管理の期限の延長の承認

ク 法第116条第1項及び第2項の規定による業務及び財産の状況に関する報告の徴収及び資料の提出の求め

ケ 法第117条第1項及び第2項の規定による立入検査

コ 法第118条の規定による措置命令

5. 信託法（平成18年法律第108号。以下本号中「法」という。）に規定する裁判所の権限に関すること（農業協同組合に係るものに限る。）。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 法第166

条第1項の  
規定による  
信託の終了を命ずる  
裁判、法第  
169条第1項  
の規定による  
保全処分を命ずる裁  
判及び法第  
173条第1  
項の規定による新受託  
者の選任の  
裁判

イ 法第180  
条第1項の  
規定による  
鑑定人の選  
任の裁判

ウ 法第223  
条の規定に  
よる書類の  
提出を命ず  
る裁判

エ 法第230  
条第2項の  
規定による  
弁済の許可  
の裁判

6 農業保険法  
(昭和22年法  
律第185号)  
第208条から  
209条第3項  
まで、第210  
条第1項、第  
211条第1項  
及び第212条  
の規定による  
農業共済組合  
等の検査並び  
に検査に関する  
報告徴収、  
指示及び命令  
に関すること

7 森林組合法  
(昭和53年法  
律第36号)第  
110条から第  
114条の2ま  
での規定による  
森林組合の  
検査並びに検

略				略			
課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農産園芸課		1～10 略	1～6 略			1～10 略 11 植物防疫法 (昭和25年法律第151号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア 法第23条の規定による発生予察事業計画の承諾 イ 法第24条の規定による防除計画の決定 12 農薬取締法 (昭和23年法律第82号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア 法第26条の規定による指定農薬使用の規制 イ 農薬取締業務上、販売業者等に対する必要な措置命令 13 肥料の品質の確保等に関する法律(令和元年法律第62号。以下本号中「法」という。)の施	1～6 略 7 農畜産物に係る食品の公害に関する こと(他課の所管に属するものを除く)。 8 肥料及び農薬の需給調整に関する こと。 9 農薬取締法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア 法第17条の規定による農薬販売業者の届出 イ 法第13条の規定による農薬の取締 10 肥料の品質の確保等に関する法律第22条及び第23条の規定による特殊肥料生産業者及び肥料生産業者の届出に関する こと。 11 肥料の品質の確保等に関する法律の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア 登録 イ 許可

--	--	--	--

		行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア <u>法第21条、第29条、第30条、第31条及び第34条の規定による措置命令及び審査請求</u> イ <u>法第33条の規定による聴聞</u>
--	--	---

略

土木部

課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
監理課		1～3 略 4 <u>建設業法第29条(第1項第5号及び第6号を除く。)</u> 及び第29条の2の規定による許可の取消しに関する こと。 5～19 略	1 略 2 <u>建設業法第3条の規定による建設業の許可に関する</u> こと。 3～4 略 5 <u>建設業法第29条第1項第5号及び第6号の規定による取消しに関する</u> こと。 6～25 略

略

土木部

課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
監理課		1～3 略 4 <u>建設業法第29条(第1項第4号を除く。)</u> 及び第29条の2の規定による許可の取消しに関する こと。 5～19 略	1 略 2 <u>建設業法第3条の規定による建設業の許可(許可の更新を除く。)</u> に関する こと。 3～4 略 5 <u>建設業法第29条第1項第4号の規定による取消しに関する</u> こと。 6～25 略

略

課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
都市政 策課		1 <u>都市計画法(以下本号中「法」という。)</u> の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア～キ 略	1 <u>都市計画法(以下本号中「法」という。)</u> の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。

略

課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
都市政 策課	1 <u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下本号中「法」という。)</u> の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア <u>法第3条の規定による宅地造成工</u>	1 <u>都市計画法(以下本号中「法」という。)</u> の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア～キ 略 ク <u>法第29条の規定による開発行為の許可のうち面積が5万平方メートル以上</u>	1 <u>都市計画法(以下本号中「法」という。)</u> の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア <u>法第29条の規定による開発行為の許可(面積が1万平方メートル以上5万平方メートル</u>

		<p>ク～サ 略</p> <p>シ 法第81条の規定による監督処分</p> <p>ス 法第82条の規定による立入検査</p> <p>2～4 略</p>		<p>事規制区域の指定申請</p> <p>イ 法第7条の規定による土地の立入り等に伴う損失補償</p> <p>ウ 法第20条第1項の規定による造成宅地防災区域の指定</p> <p>エ 法第20条第2項の規定による造成宅地防災区域の指定の全部又は一部の解除</p>	<p>20万平方メートル未満の土地に係るもの</p> <p>ケ～シ 略</p> <p>ス 法第80条の規定による報告、勧告及び援助等（法第29条の規定による開発行為の許可のうち面積が5万平方メートル以上20万平方メートル未満の土地に係るものに限る。）</p> <p>セ 法第81条の規定による監督処分（法第29条の規定による開発行為の許可のうち面積が5万平方メートル未満又は20万平方メートル以上の土地に係るものを除く。）</p> <p>ソ 法第82条の規定による立入検査（法第3章第1節に規定する開発行為等の規制に係るものを除く。）</p> <p>2～4 略</p> <p>5 宅地造成等規制法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること</p>	<p>未滿の土地に係る申請に限る。）</p> <p>イ 法第35条の2の規定による変更の許可（法第29条の規定による開発行為の許可のうち面積が1万平方メートル以上の土地に係るものに限る。ウからケまでにおいて同じ。）</p> <p>ウ 法第36条第1項の規定による工事完了届出の受理及び同条第2項の規定による工事完了の検査並びに検査済証の交付</p> <p>エ 法第36条第3項の規定による工事完了の公告</p> <p>オ 法第37条第1号の規定による知事の承認</p> <p>カ 法第41条第2項ただし書の規定による建築物の許可</p> <p>キ 法第42条第1項ただし書の規定による建築物の新築、改築又は用途変更の許可</p> <p>ク 法第42条第2項の規定による国</p>
--	--	---	--	---	---	---



				<p>ア 略 イ 法第80条の規定による報告、勧告及び援助等</p>		<p>ア 法第5条の規定による土地の試験等の許可 イ 法第8条の規定による許可（面積が1万平方メートル以上20万平方メートル未満の土地に係るものに限る。） ウ 法第11条の規定による宅地造成規制区域内における国又は都道府県の宅地造成工事の協議（面積が1万平方メートル以上の土地に係るものに限る。エ及びカにおいて同じ。） エ 法第12条の規定による変更許可 オ 法第14条の規定による監督処分 カ 法第16条第2項及び第21条第2項の規定による宅地の保全に係る勧告 キ 法第17条及び第22条の規定による改善命令 6 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次</p>	<p>が行う行為の当該国の機関との協議 ケ 法第45条の規定による地位の承継の承認 ク 略 サ 法第80条の規定による報告、勧告及び援助等（法第29条の規定による開発行為の許可のうち面積が1万平方メートル未満又は5万平方メートル以上の土地に係るものを除く。） シ 法第81条の規定による監督処分（法第29条の規定による開発行為の許可のうち面積が1万平方メートル以上5万平方メートル未満の土地に限る。） 2～6 略 7 宅地造成等規制法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第6条の規定による証明書等の発行に関すること。 イ 法第13条</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

に掲げる事項 に関すること	の規定によ る工事完了 の検査及び 検査済証の
ア 法第5条 第1項の規 定による免 許の拒否	交付並びに 宅地造成等 規制法施行 細則（昭和 41年長崎県 規則第12号 ）第14条の 規定による
イ 法第22条 の2第2項 の規定によ る講習の指 定	工事の一部 完了検査及 び検査済証 の交付（面 積が1万平 方メートル 以上の土地 に係るもの に限る。）
ウ 法第25条 第7項の規 定による宅 地建物取引 業の免許の 取消し	8. 宅地建物取 引業法（以下 本号中「法」 という。）の 施行に係る事 務のうち、次 に掲げる事項 に関すること
エ 法第65条 第1項及び 第3項の規 定による宅 地建物取引 業者に対す る指示	ア 法第3条 の規定によ る免許
オ 法第65条 第2項及び 第4項の規 定による宅 地建物取引 業者の業務 の停止	イ 法第18条 の規定によ る宅地建物 取引士の資 格登録
カ 法第66条 及び第67条 第1項の規 定による宅 地建物取引 業者の免許 の取消し	ウ 法第19条 の2の規定 による宅地 建物取引士 の資格登録 の移転
キ 法第68条 の規定によ る宅地建物 取引士に対 する必要な 指示及び事 務の禁止	エ 法第22条 の規定によ る宅地建物 取引士の資 格登録の消 除
ク 法第68条 の2の規定 による宅地 建物取引士 の登録の消 除	オ 法第22条 の2の規定 による宅地 建物取引士 証の交付
ケ 法第69条 第1項の規 定による聴	

								聞	
								コ 法第70条 の規定による 監督処分 の公告等	カ 法第22条 の3の規定 による宅地 建物取引士 証の有効期 間の更新
								7 不動産特定 共同事業法（ 平成6年法律 第77号。以下 本号中「法」 という。）の 施行に係る事 務のうち、次 に掲げる事項 に関すること 。	キ 法第25条 第6項の規 定による営 業保証金の 供託の催告
								ア 法第34条 第1項及び 第2項の規 定による不 動産特定共 同事業者に 対する指示	ク 法第71条 の規定によ る宅地建物 取引業者に 対する指導 、助言及び 勧告
								イ 法第35条 第1項及び 第2項の規 定による不 動産特定共 同事業者の 業務の停止	ケ 法第72条 の規定によ る報告の徴 収及び立入 検査
								ウ 法第36条 の規定によ る不動産特 定共同事業 者の許可の 取消し	コ 法第74条 第5項の規 定による報 告、指導、 助言及び勧 告
								エ 法第37条 の規定によ る不動産特 定共同事業 者の業務管 理者の解任	サ 宅地建物 取引業法施 行規則（昭 和32年建設 省令第12号 。以下本号 中「規則」 という。） 第4条の2 及び第4条 の3の規定 による免許 証の書換え 交付及び再 交付
								オ 法第38条 の規定によ る監督処分 の公告	シ 規則第14 条の13及び 第14条の15 の規定によ る宅地建物 取引士証の 書換え交付 及び再交付
								カ 法第51条 の規定によ る小規模不 動産特定共 同事業者に 対する指示	ス 規則第14 条の14の規 定による登
								キ 法第52条 の規定によ る小規模不	

動産特定共  
 同事業者に  
 対する業務  
 の停止  
 ク 法第53条  
 の規定によ  
 る小規模不  
 動産特定共  
 同事業者の  
 登録の取消  
 し  
 ケ 法第54条  
 の規定によ  
 る小規模不  
 動産特定共  
 同事業者の  
 業務管理者  
 の解任  
 8 都市計画法  
 に基づく開発  
 行為等の許  
 準に関する  
 条例（平成15  
 年長崎県条  
 例第28号。以下  
 本号中「条例  
 」という。）  
 の施行に係  
 る事務のうち、  
 次に掲げる事  
 項に関するこ  
 と。  
 ア 条例第3  
 条第1項の  
 規定による  
 区域の指定  
 イ 条例第3  
 条第2項の  
 規定による  
 公告  
 ウ 条例第5  
 条第3号の  
 規定による  
 集落の指定  
 録の移転に  
 伴う宅地建  
 物取引士証  
 の交付  
 9 不動産特定  
 共同事業法（  
 以下本号中「  
 法」という。  
 ）の施行に係  
 る事務のうち  
 、次に掲げる  
 事項に関する  
 こと。  
 ア 法第3条  
 の規定によ  
 る不動産特  
 定共同事業  
 の許可  
 イ 法第8条  
 の規定によ  
 る不動産特  
 定共同事業  
 の変更の許  
 可  
 ウ 法第9条  
 の規定によ  
 る不動産特  
 定共同事業  
 の変更の認  
 可  
 エ 法第39条  
 の規定によ  
 る不動産特  
 定共同事業  
 者に対する  
 指導、助言  
 及び勧告  
 オ 法第40条  
 の規定によ  
 る報告若し  
 くは資料の  
 徴収又は立  
 入検査  
 カ 法第41条  
 の規定によ  
 る小規模不  
 動産特定共  
 同事業者の  
 登録  
 キ 法第46条  
 の規定によ  
 る小規模不  
 動産特定共  
 同事業者の  
 変更の登録

			<p>5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。          ア 法第4条及び第14条の規定による個人施行者の施行の認可及び土地区画整理組合（以下本号中「組合」という。）の設立の認可          イ 法第10条及び第39条</p>	<p>7 土地区画整理法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。          ア 法第20条第1項及び第2項の規定による事業計画の縦覧及び意見書の処理          イ 法第41条第4項の規定による賦課金等の滞納処分の認可          ウ 法第49条の規定による清算事務</p>			<p>10 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、法第28条の4、法第31条の2及び法第62条の3並びに法第63条の規定に基づく優良宅地及び優良住宅の認定（面積が1万平方メートル以上20万平方メートル未満のものに限る。）。ただし、長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）第2条の表土木部関係10の項に掲げるものを除く。</p>
--	--	--	--	---	--	--	--

の規定による規約、定款又は事業計画の変更の認可	の決算報告書の承認
ウ 法第13条第1項及び第45条第2項の規定による土地区画整理事業の廃止又は終了及び組合の解散の認可	エ 法第62条第1項の規定による審議会の招集
エ 法第52条の規定による市町の設計の概要の変更の認可	オ 法第77条の規定による建築物等の移転及び除却
オ 法第55条第12項の規定による市町の設計の概要の変更の認可	カ 法第108条の規定による保留地の処分
カ 法第86条及び第97条第1項の規定による換地計画の認可及び変更の認可	キ 法第110条の規定による清算金の徴収及び交付
キ 法第124条第2項及び第125条第4項の規定による個人施行についての認可の取消し及び組合設立の認可の取消し	ク 法第124条第1項及び第125条第1項から第3項までの規定による個人施行者及び組合に対する監督等
6 都市再開発法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。	ケ 法第136条の規定による農業委員会及び土地改良区の見解の聴取
ア 法第7条の9第1項の規定による	8 都市再開発法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。
	ア 法第7条の5の規定による違反行為に対する是正措置命令
	イ 法第7条の15第1項の規定による個人施行の認可の公

<p>る第一種市街地再開発事業の施行の認可</p> <p>イ 法第7条の9第3項の規定による個人施行者の施行認可の意見聴取</p> <p>ウ 法第7条の16第1項の規定による基準又は規約及び事業計画の変更の認可</p> <p>エ 法第7条の17第4項の規定による施行者の変更の認可</p> <p>オ 法第7条の20第1項の規定による市街地再開発事業の終了の認可</p> <p>カ 法第11条第1項及び第2項の規定による市街地再開発組合（以下本号中「組合」という。）設立の認可</p> <p>キ 法第11条第3項の規定による事業計画の認可</p> <p>ク 法第16条第3項の規定による組合の設立認可の事業計画に対する意見書の処理</p> <p>ケ 法第38条第1項の規定による組</p>	<p>告</p> <p>ウ 法第7条の17第7項及び第8項の規定による施行者の変動に係る届出の受理及び公告</p> <p>エ 法第7条の19第1項の規定による審査委員選任の承認</p> <p>オ 法第16条第1項の規定による市街地再開発組合（以下本号中「組合」という。）の設立認可の事業計画の縦覧</p> <p>カ 法第19条第1項及び第2項の規定による組合の設立認可の公告</p> <p>キ 法第28条第1項及び第2項の規定による組合の理事長の住所、氏名の届出の受理及び公告</p> <p>ク 法第41条第3項の規定による賦課金等の滞納処分に関する認可</p> <p>ケ 法第45条第6項の規定による組合の設立認可の取消し及び解散の公告</p> <p>コ 法第49条の規定による決算報告</p>
---	--

		<p>合の定款及び事業計画の変更の認可</p> <p>コ 法第45条第4項の規定による組合の解散の認可</p> <p>サ 法第51条第1項の規定による事業計画において定めた設計概要の認可</p> <p>シ 法第56条の規定による市町村施行市街地再開発事業計画の変更の認可</p> <p>ス 法第72条第1項の規定による権利変換計画の認可</p> <p>セ 法第118条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による管理処分計画の認可及び変更の認可</p> <p>ソ 法第125条第4項の規定による設立認可の取消し、同条第5項の規定による組合總會等の招集、同条第6項の規定による組合の役員解任の投票及び同条第7項の規定による組合</p>	<p>の承認</p> <p>サ 法第60条第1項の規定による測量及び調査のための土地の立入り等の許可</p> <p>シ 法第61条第1項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等の許可</p> <p>ス 法第66条第1項の規定による建築行為等の許可</p> <p>セ 法第66条第5項の規定による原状回復等の公告</p> <p>ソ 法第72条第4項の規定による権利変換計画の変更の認可</p> <p>タ 法第113条の規定による事業代行の開始の公告</p> <p>チ 法第117条第1項及び第2項の規定による事業代行の終了の公告</p> <p>ツ 法第124条の規定による組合に対する必要な勧告、助言等及び措置命令</p> <p>テ 法第124条の2第1項及び第3項の規定による個人施行に対する</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--



		<p><u>の議決等の 取消し</u></p>	<p><u>必要な措置 命令及び認 可の取消し</u> ト <u>法第125 条第1項か ら第4項ま での規定に よる組合の 事業又は会 計の状況の 検査若しく は組合の違 反行為是正 のための必 要な措置命 令若しくは 組合設立認 可の取消し</u> ナ <u>法第133 条第1項の 規定による 管理規約の 認可</u></p>			
--	--	-----------------------------	--	--	--	--

略

課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
道路維持課		1～5 略	1～2 略

略

課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
道路維持課		<p>1～5 略</p> <p><u>6 都市計画法 (以下本号中 「法」という 。)の施行に 係る事務のう ち、次に掲げ る事項に關す ること。</u> ア <u>法第55条 第2項の規 定による土 地の指定等 の申し出</u> イ <u>法第59条 の規定によ る事業の認 可及び認可 の申請</u> ウ <u>法第63条 の規定によ る事業計画 の変更</u> エ <u>法第64条 の規定によ る事業施行 者の地位承 継の承認</u></p>	<p>1～2 略</p> <p><u>3 都市計画法 (以下本号中 「法」という 。)の施行に 係る事務のう ち、次に掲げ る事項に關す ること。</u> ア <u>法第56条 の規定によ る事業予定 地内の土地 の買取り</u> イ <u>法第80条 の規定によ る報告、勸 告及び援助 等</u></p>

							オ 法第81条 の規定によ る監督処分 カ 法第82条 の規定によ る立入検査
略				略			
課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
建築課	1～2 略 3 宅地造成 等規制法（ 昭和36年法 律第191号 。以下本号 中「法」と いう。）の 施行に係る 事務のうち 、次に掲げ る事項に関 すること。 ア 法第3 条の規定 による宅 地造成工 事規制区 域の指定 申請 イ 法第7 条の規定 による土 地の立入 り等に伴 う損失補 償 ウ 法第20 条第1項 の規定に よる造成 宅地防災 区域の指 定 エ 法第20 条第2項 の規定に よる造成 宅地防災 区域の指 定の全部 又は一部 の解除	1～7 略 8 都市計画法 （昭和43年法 律第100号。 以下本号中「 法」という。 ）の施行に係 る事務のうち 、次に掲げる 事項に関する こと。 ア 法第29条 の規定によ る開発行 為の許可の うち面積が 5万平方メ ートル以上 20万平方メ ートル未満 の土地に係 るもの イ 法第80条 の規定によ る報告、勸 告及び援助 等（法第29 条の規定に よる開発行 為の許可の うち面積が 5万平方メ ートル以上 20万平方メ ートル未満 の土地に係 るものに限 る。） ウ 法第81条 の規定によ る監督処分 （法第29条 の規定によ る開発行為 の許可のう	1 建築基準法 （以下本号中 「法」という 。）の施行に 係る事務のう ち、次に掲げ る事項に関す ること。 ア～シ 略 ス 法第52条 の規定によ る延べ面積 等の特例許 可及び認定 セ～チ 略 ツ 法第55条 第3項及び 4項の規定 による高さ の限度を超 える建築物 の許可 テ及びト 略 ナ 法第58条 第2項の規 定による高 度地区にお ける高さの 特例許可 ニ～コ 略 サ 法第86条 の2第1項 の規定によ る一敷地内 認定建築物 以外の建築 物の新築又 は一敷地内 認定建築物 の増築等の 認定 シ 法第86条 の2第2項 の規定によ る一敷地内	建築課	1～2 略	1～7 略	1 建築基準法 （以下本号中 「法」という 。）の施行に 係る事務のう ち、次に掲げ る事項に関す ること。 ア～シ 略 ス 法第52条 の規定によ る延べ面積 等の特例許 可 セ～チ 略 ツ 法第55条 第3項の規 定による高 さの限度を 超える建築 物の許可  テ及びト 略  ナ～ケ 略 コ 法第86条 の2第1項 の規定によ る同一敷地 内認定建築 物以外の建 築物の認定  サ 法第86条 の2第2項 の規定によ る同一敷地

		<p>ち面積が5万平方メートル未満又は20万平方メートル以上の土地に係るものを除く。)</p> <p>エ 法第82条の規定による立入検査(法第3章第1節に規定する開発行為等の規制に係るものを除く。)</p> <p>9 景観法(平成16年法律第110号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第16条第3項の規定による勧告</p> <p>イ 法第17条第1項及び第5項の規定による命令</p> <p>10 宅地造成等規制法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第5条の規定による土地の試掘等の許可</p> <p>イ 法第8条の規定による許可(面積が1万平方メートル以上20万平</p>	<p>認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の容積率又は各部分の高さの特例許可</p> <p>す 法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の特例許可</p> <p>せ～に 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下、本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次の事項に関すること。</p> <p>ア 法第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例許可</p> <p>12 都市計画法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第29条の規定による開発行為の許可(面積が1万平方メートル</p>			<p>内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可</p> <p>し 法第86条の2第3項の規定による同一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可</p> <p>す～な 略</p> <p>2～10 略</p>
--	--	--	---	--	--	--

	<p>方メートル未満の土地に係るものに限る。)</p> <p>ウ 法第11条の規定による宅地造成規制区域内における国又は都道府県の宅地造成工事の協議（面積が1万平方メートル以上の土地に係るものに限る。エ及びカにおいて同じ。)</p> <p>エ 法第12条の規定による変更許可</p> <p>オ 法第14条の規定による監督処分</p> <p>カ 法第16条第2項及び第21条第2項の規定による宅地の保全に係る勧告</p> <p>キ 法第17条及び第22条の規定による改善命令</p> <p>11 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第5条第1項の規定による免許の拒否</p> <p>イ 法第22条の2第2項の規定によ</p>	<p>以上5万平方メートル未満の土地に係る申請に限る。)</p> <p>イ 法第35条の2の規定による変更の許可（法第29条の規定による開発行為の許可のうち面積が1万平方メートル以上の土地に係るものに限る。ウからケまでにおいて同じ。)</p> <p>ウ 法第36条第1項の規定による工事完了届出の受理及び同条第2項の規定による工事完了の検査並びに検査済証の交付</p> <p>エ 法第36条第3項の規定による工事完了の公告</p> <p>オ 法第37条第1号の規定による知事の承認</p> <p>カ 法第41条第2項ただし書の規定による建築物の許可</p> <p>キ 法第42条第1項ただし書の規定による建築物の新築、改築又は用途変更の許可</p> <p>ク 法第42条</p>			
--	---	---	--	--	--

		<p>る講習の指 定 ウ 法第25条 第7項の規 定による宅 地建物取引 業の免許の 取消し エ 法第65条 第1項及び 第3項の規 定による宅 地建物取引 業者に対す る指示 オ 法第65条 第2項及び 第4項の規 定による宅 地建物取引 業者の業務 の停止 カ 法第66条 及び第67条 第1項の規 定による宅 地建物取引 業者の免許 の取消し キ 法第68条 の規定によ る宅地建物 取引士に対 する必要な 指示及び事 務の禁止 ク 法第68条 の2の規定 による宅地 建物取引士 の登録の消 除 ケ 法第69条 第1項の規 定による聴 聞 コ 法第70条 の規定によ る監督処分 の公告等 12 不動産特定 共同事業法（ 平成6年法律 第77号。以下 本号中「法」</p>	<p>第2項の規 定による国 が行う行為 の当該国の 機関との協 議 ケ 法第45条 の規定によ る地位の承 継の承認 コ 法第80条 の規定によ る報告、勸 告及び援助 等（法第29 条の規定に よる開発行 為の許可の うち面積が 1万平方メ ートル未満 又は5万平 方メートル 以上の土地 に係るもの を除く。） サ 法第81条 の規定に よる監督処 分（法第29 条の規定に よる開発行 為の許可の うち面積が 1万平方メ ートル以上 5万平方メ ートル未満 の土地に限 る。） 13 宅地造成等 規制法（以下 本号中「法」 という。）の 施行に係る事 務のうち、次 に掲げる事項 に関すること 。 ア 法第6条 の規定によ る証明書等 の発行に関 すること。 イ 法第13条</p>				
--	--	--	---	--	--	--	--

		<p>という。)の  <u>施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること</u>          。          ア <u>法第34条第1項及び第2項の規定による不動産特定共同事業者に対する指示</u>          イ <u>法第35条第1項及び第2項の規定による不動産特定共同事業者の業務の停止</u>          ウ <u>法第36条の規定による不動産特定共同事業者の許可の取消し</u>          エ <u>法第37条の規定による不動産特定共同事業者の業務管理者の解任</u>          オ <u>法第38条の規定による監督処分</u>          カ <u>法第51条の規定による小規模不動産特定共同事業者に対する指示</u>          キ <u>法第52条の規定による小規模不動産特定共同事業者に対する業務の停止</u>          ク <u>法第53条の規定による小規模不動産特定共同事業者の登録の取消</u></p>	<p>の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付並びに宅地造成等規制法施行細則（昭和41年長崎県規則第12号）第14条の規定による工事の一部完了検査及び検査済証の交付（面積が1万平方メートル以上の土地に係るものに限る。）          14 <u>宅地建物取引業法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること</u>          。          ア <u>法第3条の規定による免許</u>          イ <u>法第18条の規定による宅地建物取引士の資格登録</u>          ウ <u>法第19条の2の規定による宅地建物取引士の資格登録の移転</u>          エ <u>法第22条の規定による宅地建物取引士の資格登録の消除</u>          オ <u>法第22条の2の規定による宅地建物取引士証の交付</u></p>				
--	--	---	---	--	--	--	--

		<p>し  <u>ケ 法第54条</u>  <u>の規定によ</u>  <u>る小規模不</u>  <u>動産特定共</u>  <u>同事業者の</u>  <u>業務管理者</u>  <u>の解任</u>          13 <u>都市計画法</u>  <u>に基づく開発</u>  <u>行為等の許可</u>  <u>の基準に關す</u>  <u>る条例（平成</u>  <u>15年長崎県条</u>  <u>例第28号。以</u>  <u>下本号中「条</u>  <u>例」という。</u>  <u>）の施行に係</u>  <u>る事務のうち</u>  <u>、次に掲げる</u>  <u>事項に關する</u>  <u>こと。</u>  <u>ア 条例第3</u>  <u>条第1項の</u>  <u>規定による</u>  <u>区域の指定</u>  <u>イ 条例第3</u>  <u>条第2項の</u>  <u>規定による</u>  <u>公告</u>  <u>ウ 条例第5</u>  <u>条第3号の</u>  <u>規定による</u>  <u>集落の指定</u></p>	<p><u>カ 法第22条</u>  <u>の3の規定</u>  <u>による宅地</u>  <u>建物取引士</u>  <u>証の有効期</u>  <u>間の更新</u>  <u>キ 法第25条</u>  <u>第6項の規</u>  <u>定による營</u>  <u>業保証金の</u>  <u>供託の催告</u>  <u>ク 法第71条</u>  <u>の規定によ</u>  <u>る宅地建物</u>  <u>取引業者に</u>  <u>對する指導</u>  <u>、助言及び</u>  <u>勧告</u>  <u>ケ 法第72条</u>  <u>の規定によ</u>  <u>る報告の徴</u>  <u>収及び立入</u>  <u>検査</u>  <u>コ 法第74条</u>  <u>第5項の規</u>  <u>定による報</u>  <u>告、指導、</u>  <u>助言及び勧</u>  <u>告</u>  <u>サ 宅地建物</u>  <u>取引業法施</u>  <u>行規則（昭</u>  <u>和32年建設</u>  <u>省令第12号</u>  <u>。以下本号</u>  <u>中「規則」</u>  <u>という。）</u>  <u>第4条の2</u>  <u>及び第4条</u>  <u>の3の規定</u>  <u>による免許</u>  <u>証の書換え</u>  <u>交付及び再</u>  <u>交付</u>  <u>シ 規則第14</u>  <u>条の13及び</u>  <u>第14条の15</u>  <u>の規定によ</u>  <u>る宅地建物</u>  <u>取引士証の</u>  <u>書換え交付</u>  <u>及び再交付</u>  <u>ス 規則第14</u>  <u>条の14の規</u>  <u>定による登</u></p>				
--	--	---	--	--	--	--	--

録の移転に伴う宅地建物取引士証の交付

15 不動産特定共同事業法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 法第3条の規定による不動産特定共同事業の許可

イ 法第8条の規定による不動産特定共同事業の変更の許可

ウ 法第9条の規定による不動産特定共同事業の変更の認可

エ 法第39条の規定による不動産特定共同事業者に対する指導、助言及び勧告

オ 法第40条の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査

カ 法第41条の規定による小規模不動産特定共同事業者の登録

キ 法第46条の規定による小規模不動産特定共同事業者の変更の登録



16 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、法第28条の4、法第31条の2及び法第62条の3並びに法第63条の規定に基づく優良宅地及び優良住宅の認定（面積が1万平方メートル以上20万平方メートル未満のものに限る。）。ただし、長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）第2条の表土木部関係10の項に掲げるものを除く。

略

課（室）	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
住宅課		1～4 略	1～6 略

略

課（室）	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
住宅課		1～4 略 5 <u>都市計画法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</u> ア 法第55条第2項の規定による土地の指定等の申し出 イ 法第59条の規定による都市計画事業の認可及び認可の申請	1～6 略 7 <u>都市計画法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</u> ア 法第56条の規定による事業予定地内の土地の買取り イ 法第80条の規定による報告、勧告及び援助等 8 <u>土地区画整</u>

ウ 法第63条 の規定による事業計画 の変更認可	理法（以下本 号中「法」と いう。）の施 行に係る事務 のうち、次に 掲げる事項に 関すること。
エ 法第64条 第1項の規定による事 業施行者の 地位承継の 承認	ア 法第20条 第1項及び 第2項の規 定による事 業計画の縦 覧及び意見 書の処理
オ 法第81条 の規定による監督処分	イ 法第41条 第4項の規 定による賦 課金等の滞 納処分の認 可
カ 法第82条 第1項の規定による立 入検査	ウ 法第49条 の規定による清算事務 の決算報告 書の承認
6 土地区画整 理法（昭和29 年法律第119 号。以下本号 中「法」とい う。）の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。	エ 法第62条 第1項の規 定による審 議会の招集
ア 法第4条 及び第14条 の規定による個人施行 者の施行の 認可及び土 地区画整理 組合（以下 本号中「組 合」という 。）の設立 の認可	オ 法第77条 の規定による建築物等 の移転及び 除却
イ 法第10条 及び第39条 の規定による規約、定 款又は事業 計画の変更 の認可	カ 法第108 条の規定による保留地 の処分
ウ 法第13条 第1項及び 第45条第2 項の規定による土地区 画整理事業 の廃止又は 終了及び組 合の解散の	キ 法第110 条の規定による清算金 の徴収及び 交付
	ク 法第124 条第1項及 び第125条 第1項から 第3項まで の規定による個人施行 者及び組合 に対する監 督等
	ケ 法第136 条の規定に

						認可 エ 法第52条の規定による市町の設計の概要の変更の認可 オ 法第55条第12項の規定による市町の設計の概要の変更の認可 カ 法第86条及び第97条第1項の規定による換地計画の認可及び変更の認可 キ 法第124条第2項及び第125条第4項の規定による個人施行についての認可の取消し及び組合設立の認可の取消し	による農業委員会及び土地改良区の見解の聴取
--	--	--	--	--	--	---	-----------------------

略

略

課 (室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
盛土対策室		宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く）。 ア 法第6条の規定による試掘等及び通知 イ 法第8条の規定による土地の立入り等に伴う損失補償 ウ 法第10条（	宅地造成及び特定盛土等規制法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く）。 ア 法第4条の規定による基礎調査結果の通知及び公表 イ 法第5条の規定による土地の立入り及び通知 ウ 法第16条の規定による変

		<p>法第45条において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等規制区域の指定、関係市町村長の意見聴取、公示及び通知</p> <p>エ 法第12条の規定による宅地造成等に関する工事の許可、許可条件の付加、公表及び通知</p> <p>オ 法第14条の規定による許可証の交付及び不許可の処分の通知</p> <p>カ 法第15条の規定による協議</p> <p>キ 法第20条の規定による監督処分</p> <p>ク 法第22条の規定による勧告</p> <p>ケ 法第23条の規定による改善命令</p> <p>コ 法第26条の規定による特定盛土等規制区域の指定、関係市町村長の意見聴取、公示及び通知</p> <p>サ 法第27条（法第28条において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び改善命令</p> <p>シ 法第30条の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可、許可条件の付加、公</p>	<p>更の許可、許可条件の付加、公表、通知、許可証の交付及び不許可の処分の通知</p> <p>エ 法第17条の規定による完了検査等</p> <p>オ 法第18条の規定による中間検査</p> <p>カ 法第21条の規定による工事等の届出に関する公表及び通知</p> <p>キ 法第24条（法第48条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査</p> <p>ク 法第25条（法第48条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴取</p> <p>ケ 法第27条（法第28条において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等に関する公表及び通知</p> <p>コ 法第35条の規定による変更の許可、許可条件の付加、公表、通知、許可証の交付及び不許可の処分の通知</p> <p>サ 法第36条の規定による完了検査等</p> <p>シ 法第37条の規定による中間検査</p> <p>ス 法第40条の</p>	
--	--	--	---	--

	<p>表及び通知 ス 法第33条の 規定による許 可証の交付及 び不許可処分 の通知 セ 法第34条の 規定による協 議 ソ 法第39条の 規定による監 督処分 タ 法第41条の 規定による勸 告 チ 法第42条の 規定による改 善命令 ツ 法第43条の 規定による立 入検査 テ 法第45条の 規定による造 成宅地防災区 域の指定、指 定の解除 ト 法第46条の 規定による勸 告 ト 法第47条の 規定による改 善命令</p>	<p>規定による工 事等の届出に 関する公表及 び通知 セ 法第44条の 規定による報 告の徴取</p>
--	---	--

略

別表第4（第12条、第13条関係）

地方機関名	共通事項	決裁事項
振興局		<p>1 水産業協同組合法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事（長崎振興局、県央振興局、島原振興局及び県北振興局（西海市に係る事項に限る。）を除く。以下本号から第8号までについて同じ。）。</p> <p>ア 法第11条の7（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可</p> <p>イ 法第11条の15第1項ただし書（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定関係者との</p>

別表第4（第12条、第13条関係）

地方機関名	共通事項	決裁事項
振興局		<p>1 水産業協同組合法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事（長崎振興局、県央振興局、島原振興局及び県北振興局（西海市に係る事項に限る。）を除く。以下本号から第8号までについて同じ。）。</p> <p>ア 法第11条の5（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可</p> <p>イ 法第11条の12第1項ただし書（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定関係者との</p>

<p>略</p>	<p>取引又は行為の承認                  ウ 法第11条の3（第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管理規程の設定及び変更の認可                  エ～コ 略                  サ 法第69条第2項（第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可                  シ 略                  ス 法第48条第3項（第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）、第65条第2項（第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）、第68条第3項（第96条第5項において準用する場合を含む。）、第69条第3項（第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）、第91条第3項（第100条第5項において準用する場合を含む。）及び第91条の2第2項の規定による認可に関する証明                  セ～ト 略                  2～54 略</p>	<p>略</p>	<p>取引又は行為の承認                  ウ 法第11条の2（第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管理規程の設定及び変更の認可                  エ～コ 略                  サ 法第69条第2項（第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可                  シ 略                  ス 法第48条第3項（第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）、第65条第2項（第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）、第68条第3項（第96条第5項において準用する場合を含む。）、第69条第3項（第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）、第91条第3項（第100条第5項において準用する場合を含む。）及び第91条の2第2項の規定による認可に関する証明                  セ～ト 略                  2～54 略</p>
----------	---	----------	---

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通（八九五）二二二四

印刷所

長崎市榊島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリン  
田宏  
弥ト

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。